

令和6年4月1日  
長野市財政部契約課

事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式を含む）における評価基準の変更等について

令和6年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられるとともに、障害者を雇用しなければならない事業者の範囲が変更されたため、事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式を含む）における評価基準等を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

## 記

### 1 障害者法定雇用率引き上げと対象事業者の範囲

- ・法定雇用率（民間企業） 2.3% → 2.5%
- ・対象事業主の範囲 43.5人以上 → 40.0人以上

### 2 実施時期

令和6年4月1日以降に入札の公告を行う案件から適用します。

### 3 様式の変更

事後審査型一般競争入札に使用する『「地域への貢献度等に係る評価点」自己採点表』の様式を一部修正しましたので、ホームページからダウンロードして使用してください。

様式掲載場所

長野市ホームページ>事業者>入札・契約>契約課が実施する工事・測量等の入札（調達）情報、入札結果>事後審査型一般競争入札<工事等>（市長部局・上下水道局）